

【連 盟 規 約】

「フレッシュリーグ・九州硬式少年野球協会 九州北部地区連盟」(以下「連盟」という。)は、会員意識を高め、加盟球団の充実と相互連携に努め、連盟組織の拡充をはかると共に社会的責任を自覚し、選手の健全な育成をはかり、連盟規約の定めに従い、この規約を遵守しなければならない。

(名 称)

第 1 条 この連盟は、九州北部地区連盟 (以下「連盟」という。) と称する。

(目 的)

第 2 条 スポーツを愛好する少年少女に硬式野球を通じ、心身の錬磨と規約を重んずる
明朗な社会人としての基礎を養成し、郷土を愛し、次代を担う少年少女の健全な育成を目的とする。

(事業方針)

第 3 条 一、挨拶を励行し、規律を重んじ、秩序あるリーグを目指し、球団及び連盟の評価を高める。
二、加盟団体の相互の強調融和に努め、事業の円滑な運営を促進する。
三、球団の組織の充実強化に努め、協会、連盟全体のレベルアップを図る。

(組 織)

第 4 条 加盟球団により組織する。

第 5 条 小学部、中学部、を有する球団は、合わせて一球団とみなし、各大会は協会規定及び連盟規定に準ずる。

第 6 条 各球団には、代表を置き、各チームは、監督、コーチ、マネージャーを置かなければならない。

第 7 条 役員組織の他、代表会、監督会の組織を設けることができる。

(事 務 局)

第 8 条 一、事務局は、〒819-0001「福岡市西区小戸 4 丁目 2-31 (株)九州モータース内」とする。

二、協会、連盟会員は協会規約により「連盟登録の選手」は正会員となり、その家族は準会員となる。

(加盟及び脱退)

第 9 条 連盟に加盟しようとする球団は、連盟加盟申請書及び関係書類を連盟に提出し、役員会の承認後、協会に提出するものとする。

第 10 条 連盟を脱退しようとした時、その理由を付し理事長を経て、連盟に提出するものとする。

第 11 条 連盟に加盟していた球団が脱退後、復活し再加入する場合は、新規球団とみなす。

第 12 条 協会及び連盟の趣旨を逸脱し、協会及び連盟の一員としての適正を欠くと認められるときは、役員会に依り、球団の加盟を取り消すことができる。

(役員)

第 13 条 連盟は次の役員を置く。

理事長	1名	専務理事	2名	常務理事	若干名
統括部長	1名	管理部長	1名		
記録部長	1名	経理部長	1名		
広報部長	1名	企画部長	1名		
運営部長	1名	総務部長	1名		
監査	2名	監督会会長	1名		
代表会会長	1名	監督会副会長	4名		
代表会副会長	4名	監督会事務局長	1名		
代表会事務局長	1名				

一、理事長は総会にて選任する。任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

二、理事、及び役員は理事長が選任する。

ただし、役員欠員が生じたときは、理事会で決定し補充できるものとする。

三、役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

四、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(議決権)

第 14 条 役員及び各球団の議決権は一個の議決権を有する。

(会議及び議事)

第 15 条 連盟の最高議決機関は理事会である。

第 16 条 理事会および役員会は、過半数以上の出席をもって成立する。

第 17 条 理事会および役員会は、理事長が議長を選出し、議事の進行を行う。

総会及び理事会、役員会の議事録は議長が作成するものとし、出席役員2名が署名捺印しなければならない。

第 18 条 理事会の議決事項

- 一、収支決算案に関する事。
- 二、収支予算案に関する事。
- 三、事業報告に関する事。
- 四、事業計画案に関する事。
- 五、連盟の規約の改廃に関する事。
- 六、連盟役員改選案に関する事。
- 七、予算執行に関する事。
- 八、事業の執行に関する事。
- 九、球団及び選手の登録に関する事。

十、賞罰に関すること。

十一、その他、総会の付託事項及び連盟運営に関すること。

(会 計)

第 19 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 20 条 運営費は加盟球団の納入金によって運営する。

第 21 条 加盟金、負担金は次の通りとする。

一、加 盟 金 一球団 30,000 円

二、負 担 金

(イ) 連盟運営費 一球団 80,000 円

(ロ) 選手登録金 一名につき 1,000 円

三、その他必要に応じて協議の上適宜徴収することが出来る。

第 22 条 負担金等の納期は次の通りとする。

一、加盟金、負担金は加盟承認後一ヶ月以内とする。

二、納付した加盟金・負担金は、原則として返還しない。

第 23 条 会計は事業年度終了後、決算書を作成し、会計監査を受け理事会の承認を受けなければならない。

第 24 条 監査は、決算に対し厳正なる監査をし、理事会ならびに総会に於いて監査報告を行わなければならない。

(連盟運営費及び協会運営費等)

第 25 条 1. 連盟運営費及び協会運営費

一、連盟運営費（各球団）80,000 円

二、球場使用料は別途徴収する。

2. 春季及び夏季九州選手権の運営費

一、春季九州選手権大会（各チーム）10,000 円

二、夏季九州選手権大会（各チーム）10,000 円

三、九州選手権大会に出場する球団は別途 5,000 円しおり代として徴収する。

3. 各トーナメント大会等の参加費は、一チーム 10,000 円

一、ジュニアトーナメント大会（小学部）

二、中学部一年生大会

三、九州選手権予選大会（2回）

※ 球場使用料、審判費用、賞品代とする。ボールは各球団供出

4. 各トーナメント大会等、リーグ戦審判料

一、各チーム一試合において 2,000 円とする。(福岡野球審判協会を利用する場合)
それ以外は各球場担当責任者に確認する事

二、各大会において、下記球場を使用する場合は、各チームは使用料として 1 試合につき 1,000 円を別途支払う。

北九カージナルス球場・ロッテ球場・下関マリナーズ球場・
佐賀ロイヤルズ球場・九州三菱夜須球場・田川農林高校G・
宮若オーシャンズ9球場・福岡ライナーズ球場

5. その他にも別途徴収する事ができる。

(安全規定)

第 26 条 審判講習及び安全講習は各ブロック別に年 2 回以上行うこと。

第 27 条 試合及び練習において、指導者は、選手と同一の服装とすること。

第 28 条 試合及び練習中のボール渡し、ボール拾い（予備練習等）の選手は、必ずヘルメットを着用すること。

第 29 条 打撃練習中のバッティング投手はヘルメット着用を行うこと。

第 30 条 各チームにおいて選手の練習グラウンドへの行き帰りには必ずヘルメット着用を義務づける。

(賞 罰)

第 31 条 連盟の名誉及び発展に貢献し、その功績大なる球団又は選手を理事会の決議に依り、理事長が表彰することができる。

第 32 条 理事長は、協会役員会の承認を経た後、次に掲げる事項に該当する球団又は代表、監督、選手を理事会の決議により注意、出場停止、除名等の処分を発することができる。

一、協会及び連盟の趣旨を逸脱し、信用と品位を低下させる行為をなしたとき。

二、協会及び連盟の統制、秩序を乱し、健全な発展を妨げる行為をなしたとき。

三、所定の納入金を故意に納入しないとき。

四、その他、規約等の議決事項を遵守しないとき。

五、選手の移籍は原則として認めない。ただし、関係球団の承諾が得られた場合は、この限りではない。

六、各球団内の紛争等に関しては、当該球団の役員は責任をもって解決に努め、球団内で処理することとする。

七、上記規約に定めがない事項及び連盟運営に支障をきたす場合が生じたとき、役員会で決議することができる。

(代 表)

第 33 条 (イ) 代表の好ましい人間像

1. 球団を代表し、全責任を持てる人物であること。

2. 会議、試合等に常時出席できること。

3. 地域で人望があり、指導者として適格者であること。

4. できるだけ永く努められる人物であること。少なくとも 3 年以上は努めてもらいたい。

(ロ) 代表の権限

1. 球団における最高責任者であり、球団を統轄し運営にあたる。
2. 球団における、役員会、総会等を招集する。
3. 連盟の代表会に出席し、発言することができる。

(ハ) 代表の職務

1. 連盟よりの通達事項等は、各代表宛になされるので、必ず監督、コーチ、父母会等への指導及び通達の徹底を図ること。
2. 連盟及び球団の組織の確立に努める。
3. 代表は、各チームの選手・父母に対し、グラウンド及び周辺でたばこの吸殻、ゴミ等を捨てないように指導徹底し、見かけたら自チームの者でなくても注意する。特にゴミ籠等に捨てて帰るものが多いが、必ず持ちかえるよう指導すること。また、バケツ・ゴミ袋等は常時携帯しておくこと。

(附 則)

- 第 1 条 この規約は 2003 (平成 15) 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 2 条 この規約は 2004 (平成 16) 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 3 条 この規約は 2005 (平成 17) 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 4 条 この規約は 2006 (平成 18) 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 5 条 この規約は 2007 (平成 19) 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 6 条 この規約は 2008 (平成 20) 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 7 条 この規約は 2009 (平成 21) 年 4 月 1 日より施行する。